

「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための  
低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画」  
の平成 24 年度の実施事項について

平成 24 年 5 月  
内閣官房総合海洋政策本部事務局

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成 22 年法律第 41 号）第 3 条の規定に基づき平成 22 年 7 月 13 日に閣議決定した「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）の平成 23 年度末における進捗状況を踏まえ、基本計画の平成 24 年度の実施事項について、以下のとおりとする。

◎平成 24 年度に実施する事項（詳細は参考資料を参照）

平成 23 年度からの継続事項に加え、主な事項として下記に取り組む。

（1）低潮線の保全に関する事項

低潮線保全区域の巡視・調査、海洋台帳の整備のほか、低潮線データベースの管理・運用、低潮線保全区域の巡視体制の整備、監視体制の強化等を実施する。

（2）特定離島を拠点とする活動に関する事項

「白嶺」等による特定離島周辺海域の海洋鉱物資源調査、電子基準点による GNSS（旧 GPS）連続観測等を実施する。

（3）拠点施設の整備に関する事項

南鳥島及び沖ノ鳥島における特定離島港湾施設の建設を継続する。

基本計画の進ちよく状況

主な計画事項	主な目標	主な平成23年度実施事項	主な平成24年度実施予定
(1) 低潮線の保全に関する事項			
低潮線及びその周辺状況の調査	航空レーザー測量による海底地形の調査、AUVの導入、測量船の整備、衛星写真の利用	航空レーザー測量による海底地形の調査、AUVの導入に向けた同機器の整備、新型航空レーザー測深機及び大型測量船の大規模改修に係る予算確保、衛星写真の取得	航空レーザー測量、AUVの整備、新型航空レーザー測深機及び大型測量船の大規模改修、衛星写真の利用
海洋情報の集約	海洋情報クリアリングハウスの広範の海洋情報の所在情報登録 海洋台帳の整備	海洋情報クリアリングハウスの登録情報の拡充 海洋台帳の整備着手	同左 海洋台帳の整備
低潮線データベースの構築	低潮線及び低潮線の所在する離島に関する情報の管理、関係機関での共有	低潮線データベースの構築	低潮線データベースの維持管理、関係機関が保有する低潮線に関する情報の収集
低潮線保全区域の指定及び変更	海底地形等の調査確認及び区域指定、必要な場合区域変更	平成23年6月1日に区域指定の政令施行	必要な場合区域変更
低潮線保全区域における監視・巡視、違反者の監督処分に係る執行体制	巡視・監視体制の整備・強化 関係行政機関の連携手続き制定	低潮線保全区域の巡視及び巡視船艇・航空機の業務遂行体制の強化 連携手続き制定	同左 -
低潮線保全区域を有する離島の管理	排他的経済水域等の基礎となる低潮線周辺の無主の土地を早期に行政財産化	平成23年8月に行政財産化【別紙1】	-

(2) 特定離島を拠点とした活動					
サンゴ増殖技術の開発・確立による国土保全	サンゴ増殖技術の開発・確立・環礁国家に対して島の保全・再生の技術協力	種生産技術、増殖基盤技術の開発、開発技術確立のためのモニタリング、サンゴ礁生態系の修復や養浜等を通じた島の保全・再生のための技術協力	同左		
海洋鉱物資源開発の推進	特定離島周辺海域での基礎調査実施、成果を踏まえ資源の開発・商用化	周辺海域での基礎調査の実施	「白嶺」等による周辺海域での調査実施		
持続的な漁業活動の推進	漁場調査の実施、漁業活動支援のための水産基盤の整備等の検討	特定離島港湾施設の整備の進ちよく状況を踏まえて、内閣官房を中心に関係省庁と検討（特定離島の利活用促進に向けた調査実施）	同左		
海洋における再生可能エネルギー技術の実用化に向けた取組	海洋における再生可能エネルギー技術の実証試験場としての可能性検討	海洋再生可能エネルギー技術の実証試験	同左		
自然環境をいかにした新素材の開発	海洋構造物の新素材の技術評価試験の実施による新素材開発	繊維系複合材、超耐食性金属等の耐久性試験（モニタリング）	同左		
人為的影響を受けない環境をいかにした地球環境の観測	全球大気監視計画に資する温室効果ガス濃度等の地球環境の観測実施	二酸化炭素、オゾン等の温室効果ガス等の観測	同左		
広域的な地殻変動観測	GPS連続観測システムによる広域的な地殻変動の連続的観測	電子基準点によるGPS連続観測実施	同左		
観測・研究活動の拠点としての環境整備	島への移動手段、研究・宿泊施設等の利用に関するルール作りや関係省庁が行う協力・支援の枠組み等の検討	特定離島港湾施設の整備の進ちよく状況を踏まえて、内閣官房を中心に関係省庁と検討（特定離島の利活用促進に向けた調査実施）	同左		

持続可能なエネルギーモデルの検討	必要とするエネルギーを再生可能エネルギーで賄う仕組みについて検討	特定離島港湾施設の整備の進ちよく状況を踏まえて、内閣官房を中心に関係省庁と検討（特定離島の利活用促進に向けた調査実施）	同左
海洋保護区の設定等による生態系の適正な保全	海洋保護区の設定等による生態系の適正な保全策について検討	我が国の海洋保護区の設定の在り方の明確化	—
教育・観光の場としての活用等	旅客船クルーズを企画・推奨する等による、教育や観光の場としての活用の検討	特定離島港湾施設の整備の進ちよく状況を踏まえて、内閣官房を中心に関係省庁と検討（特定離島の利活用促進に向けた調査実施）	同左
活動支援のための海洋データ収集、海上の安全の確保	気象情報の提供、イベント等を通じて、国民に両島を周知する方法等の検討	気象情報のホームページでの公表	同左
	海潮流観測等の実施、海洋特性の把握	沖ノ鳥島の礁内外における海潮流観測等の実施	同左
	灯台等の航路標識整備、安全の確保	灯台の管理	同左
(3) 拠点施設の整備に関する事項			
特定離島港湾施設の整備	南鳥島における整備	建設継続	同左
	沖ノ鳥島における整備 【別紙2】	建設着手	建設継続
(4) その他の事項			
施策の効果的な実施のための関係機関等の連携	関係省庁連絡会議を設置し、定期的に開催	関係省庁連絡会議での省庁間協力・調整	同左
国民への普及・啓発等	国民への普及及び啓発、地方自治体・関係者等への理解と協力要請	低潮線保全区域の指定等のホームページ等での周知、低潮線保全区域における広域性を周知する看板設置	引き続き、関連情報についてホームページ等で周知

平成23年8月に行政財産化した23地区

※1地区に複数の島が含まれる場合がある。

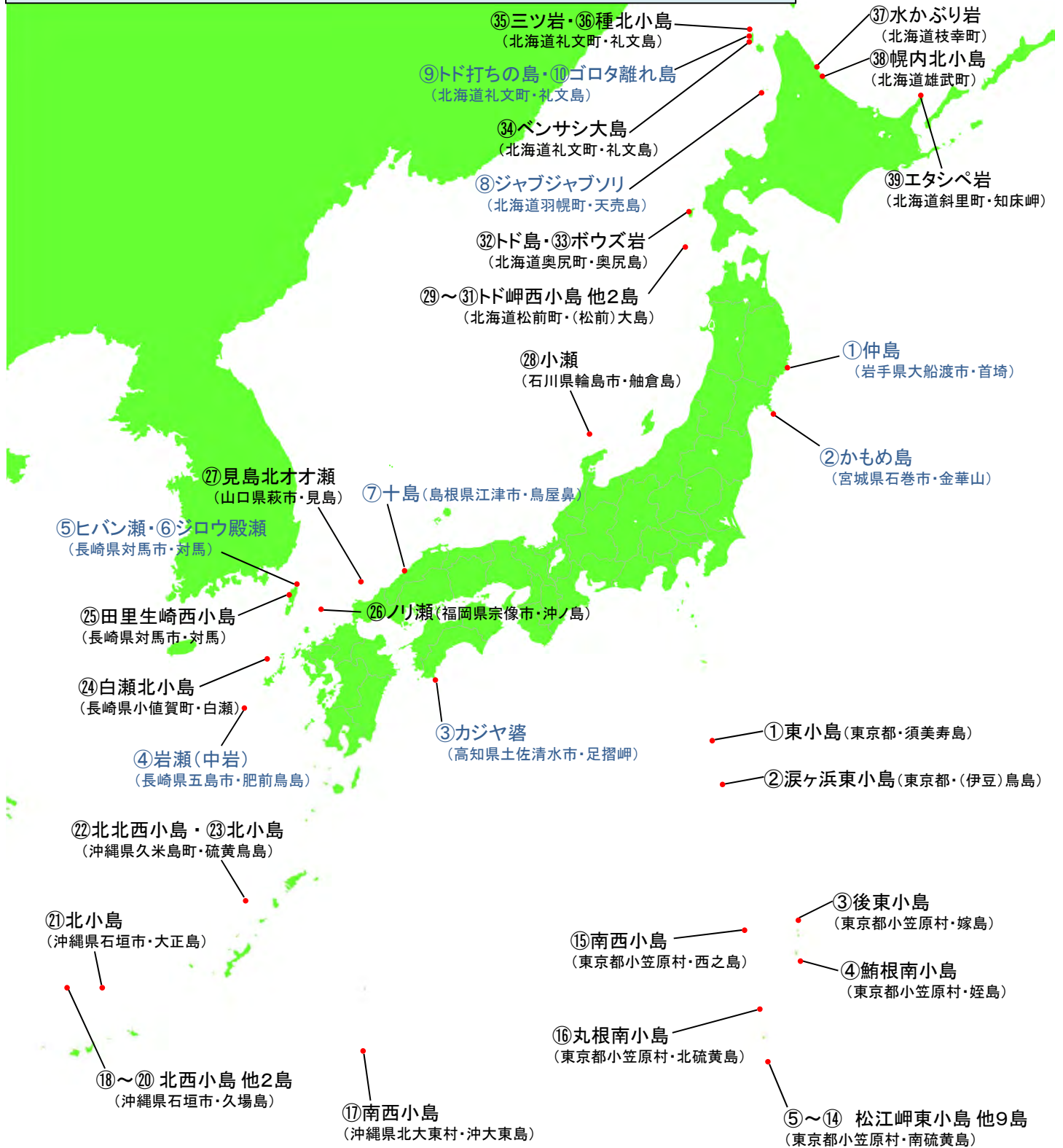
別紙1



地図参照: CraftMAP (<http://www.craftmap.box-i.net/>)

平成23年5月及び平成24年3月に地図・海図に記載する  
名称を決定した、EEZ外縁を根拠付ける離島（49島）

(参考)

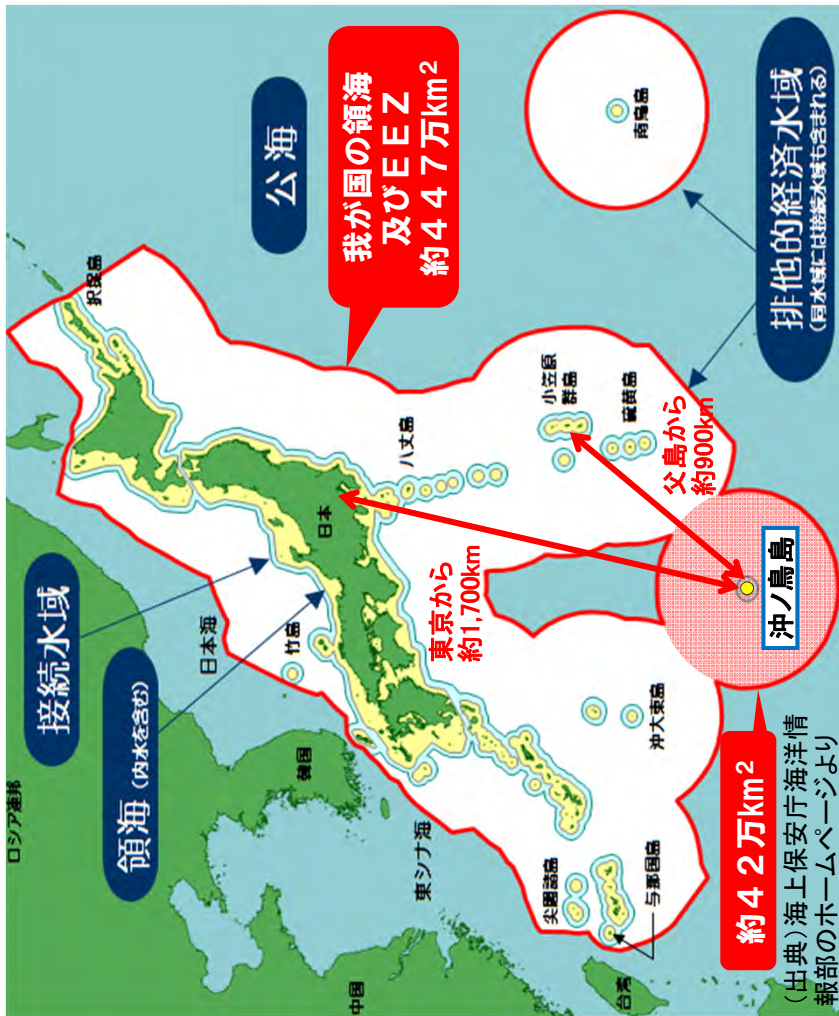


※ 青字:平成23年5月に地図・海図に記載する名称を決定した10島  
黒字:平成24年3月に地図・海図に記載する名称を決定した39島

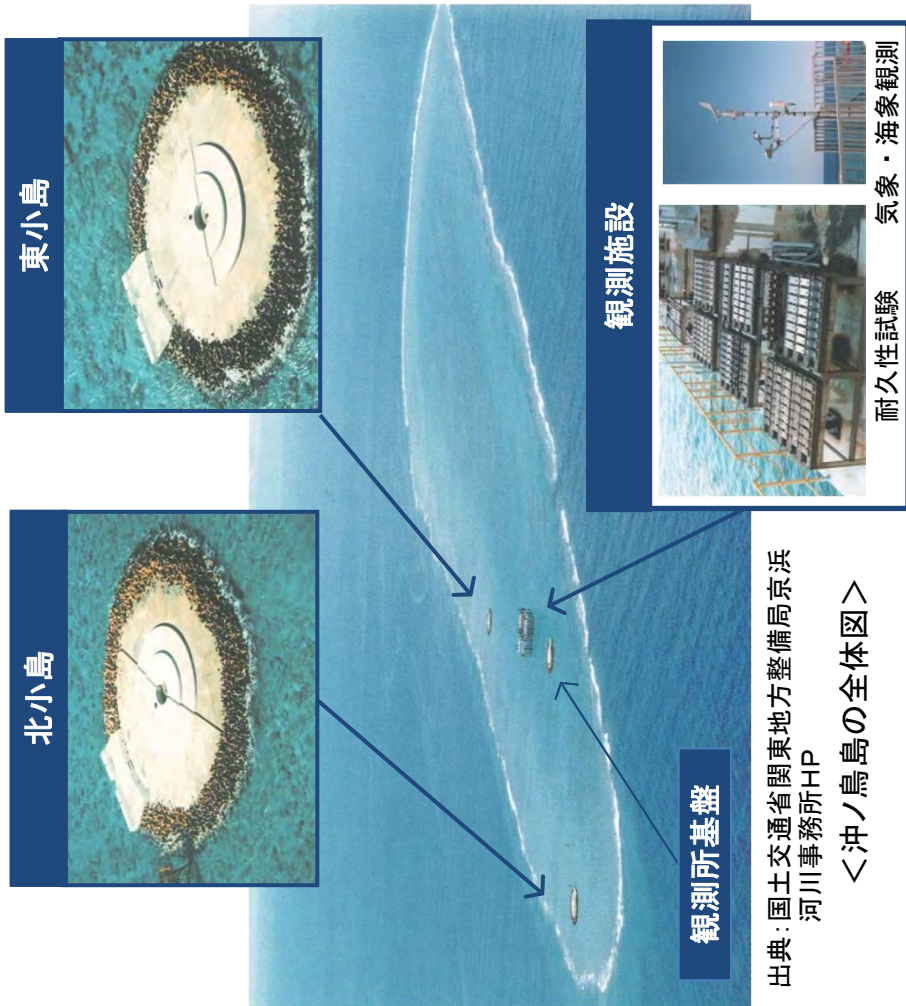
地図参照: CraftMAP (<http://www.craftmap.box-i.net/>)

# 沖ノ鳥島における活動拠点整備等の概要

別紙2



＜沖ノ鳥島の位置＞



○我が国の国土の最南端に位置し、東京(23区)から約1,700km離れ、約42万km<sup>2</sup>の排他的経済水域の面積を有している。

○東西約4.5km、南北約1.7km、周囲約11kmで、リーフ外部は急峻で勾配は約1／2、水深600m～1,500m超となる。

○サンゴ礁からなる長楕円形の島で、リーフ外部は急峻で勾配は約1／2、水深600m～1,500m超となる。

○国土交通省(水管理・国土保全局)が昭和62年度より保全工事を実施、平成19年3月に海上保安庁が灯台を設置している。

○平成22年6月に低潮線保全法に基づく特定離島に指定し、拠点施設となる港湾施設を建設している。(平成23年～28年度)

○その他、気象・海象観測(文科省等)、海洋構造物の耐久性試験研究(国交省等)、サンゴの培養殖技術研究(水産庁等)などが実施されている。